

定 款

セ フ テ ッ ク 株 式 会 社

セフテック株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、セフテック株式会社と称する。
英文ではS A F T E C C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 赤色警戒灯供給請負及び警戒灯の製造販売
2. 道路標識設置工事の請負並びに施工
3. 各種保安用具の製造並びに販売
4. 道路区画線標示工事施工
5. 各種保安用具の賃貸並びに修理、保守
6. 土木建築関係原材料及び日用品雑貨の輸出入に関する事務の代理又は代行業務
7. 土木建築資材及び日用品雑貨の販売
8. 建築物の清掃
9. 通信機器の販売並びに貸与
10. 電気通信事業法に基づく電気通信事業（仮想移動体通信事業を含む）
11. 土木建築関係原材料及び日用品雑貨の貨物取扱業務
12. 各種印刷業務
13. 建築、土木資材の公害汚染物質等の廃棄処理事業
14. 造園及び緑化事業の請負、設計、施工並びに監理
15. 電子計算機のプログラムの設計、作成及び保守
16. 警備の請負及び保障に関する業務
17. 太陽光・太陽熱等新エネルギー利用のディスプレイ、道路標識、誘導灯・外灯等
保安用具の製造販売
18. レンタカー事業
19. 一般医療機器、管理医療機器及び高度管理医療機器の販売並びに賃貸
20. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、6,720,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会はある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、12 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、必要に応じ取締役会長および取締役副社長各 1 名ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 42 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 46 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 47 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行うことができる。

(中間配当金)

第 48 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第 49 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

平成 5 年 3 月 2 日 改訂	平成 6 年 6 月 2 9 日 改訂	平成 6 年 1 0 月 2 5 日 改訂
平成 7 年 2 月 1 日 改訂	平成 7 年 6 月 2 9 日 改訂	平成 8 年 6 月 2 7 日 改訂
平成 9 年 6 月 2 7 日 改訂	平成 1 0 年 6 月 2 6 日 改訂	平成 1 3 年 6 月 2 8 日 改訂
平成 1 4 年 6 月 2 7 日 改訂	平成 1 5 年 6 月 2 7 日 改訂	平成 1 8 年 6 月 2 9 日 改訂
平成 2 1 年 6 月 2 9 日 改訂	平成 2 2 年 1 月 6 日 改訂	平成 2 2 年 6 月 2 9 日 改訂
平成 2 7 年 6 月 2 6 日 改訂	平成 2 8 年 6 月 2 9 日 改訂	平成 2 9 年 6 月 2 9 日 改訂
平成 2 9 年 1 0 月 1 日 改訂	令和 4 年 6 月 2 9 日 改訂	令和 5 年 3 月 2 日 改訂
令和 6 年 4 月 1 日 改訂	令和 7 年 6 月 2 7 日 改訂	